

霧島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

霧島市下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

平成30年11月27日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業をいう。以下同じ。)を設置する。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の排水区域は、本市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 下水道事業の処理区名、処理区域、事業種別及び終末処理場は、次のとおりとする。

処理区名	処理区域	事業種別	終末処理場
国分隼人処理区	下水道法第9条第1項の規定により公示した区域	公共下水道	国分隼人クリーンセンター
高千穂処理区	下水道法第9条第1項の	特定環境保全公共	牧場クリーンセンター

	規定により公示した区域	下水道	
--	-------------	-----	--

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、下水道事業管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 下水道事業管理者の権限を行う市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため下水道事業管理者の権限を行う市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、下水道事業管理者の権限

を行う市長は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(霧島市下水道事業基金条例の廃止)
- 2 霧島市下水道事業基金条例(平成17年霧島市条例第104号)は、平成31年3月29日をもって廃止する。  
(霧島市下水道事業基金条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の霧島市下水道事業基金条例に規定する霧島市下水道事業基金に属する現金及び有価証券その他の財産については、霧島市下水道事業の設置等に関する条例により措置される下水道事業に引き継ぐものとする。  
(霧島市部設置条例の一部改正)
- 4 霧島市部設置条例(平成17年霧島市条例第6号)の一部を次のように改正する。  
第1条第8号を削る。  
第2条第8号を削る。  
(霧島市情報公開条例の一部改正)
- 5 霧島市情報公開条例(平成17年霧島市条例第10号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「水道事業管理者」を「企業管理者」に改める。  
(霧島市個人情報保護条例の一部改正)
- 6 霧島市個人情報保護条例(平成17年霧島市条例第11号)の一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「水道事業管理者」を「企業管理者」に改める。  
(霧島市職員定数条例の一部改正)
- 7 霧島市職員定数条例(平成17年霧島市条例第45号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「(水道事業)」を削る。  
第2条第1項第9号中「公営企業(水道事業)」を「公営企業」に改める。  
第3条中「霧島市水道事業企業職員及び簡易水道事業職員並びに工業用水道事業企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「霧島市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に改める。  
(霧島市特別会計条例の一部改正)
- 8 霧島市特別会計条例(平成17年霧島市条例第70号)の一部を次のように改正する。  
第1条第1項第3号を削る。  
(霧島市公共下水道条例の一部改正)
- 9 霧島市公共下水道条例(平成17年霧島市条例第282号)の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

## 第2条 削除

第3条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同条第12号中「規則で」を「市長が」に改め、同号を同条第9号とし、同条第13号を同条第10号とする。

第5条第2号中「規則の」を「市長が」に改める。

第7条第1項、第8条第1項及び第4項、第8条の2第4項、第8条の3第3項並びに第8条の5第4項中「規則で」を「市長が」に改める。

第8条の6中「規則」を「市長」に改める。

第8条の7、第8条の8第2項、第9条第2項、第14条、第15条、第19条第1項及び第2項、第24条第4項、第32条並びに第34条中「規則で」を「市長が」に改める。

第37条第1項第1号中「規則」を「上下水道部管理規程」に改める。

第39条第1項及び第42条中「規則で」を「市長が」に改める。

(霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

- 10 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例(平成17年霧島市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「市長」を「下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

(霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 11 霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第284号)の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者」を「水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第8条、第17条及び第22条中「管理者」を「市長」に改める。

(霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 12 霧島市水道事業の設置等に関する条例(平成17年霧島市条例第285号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「水道事業の管理者」を「水道事業管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改め、同項中「上下水道部の事務所は、霧島市上下水道部(以下「上下水道部」と称する。)」という。」を削り、同条第2項を削る。

第10条第1項、第2項第3号及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

(霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 13 霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年霧島市条例第287号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の管理者」を「管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

(霧島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 14 霧島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年霧島市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業管理者」を「企業管理者」に改める。

(霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正)

- 15 霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(平成25年霧島市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第5号、第3条第1号、第4条第2号並びに第6条第6号中「規則で」を「市長が」に改める。

(提案理由)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い、同法第4条の規定により下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため、本条例を制定し、関係条例の所要の改正等をしようとするものである。